

再申入書 及び 照会書

令和6年4月1日

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通ユニサービル5階 創知法律事務所

株式会社ハイチエイジェント代理人

弁護士 齋藤 健太郎 様

弁護士 阪井 信也 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

冠省

当法人からの令和5年11月7日付け申入書及び照会書につきまして、令和5年12月8日付け回答書（以下「本回答書」といいます。）にて照会事項に対するご回答をいただきまして、ありがとうございます。

本回答書によれば、

- ①「チェリーハイツ26」については、平成29年5月以降、入居者から町内会費を受領されていたところ、町内会に加入していなかったことから、令和6年1月から町内会に加入して、平成29年5月から令和5年12月までの町内会費を返金する。
- ②「第一山本ハイツ」及び「第三山本ハイツ」については、町内会に対して町内

会費を未納であったことから、町内会費の精算を行ったうえで令和6年1月から町内会費の加入と支払いを行うとされておられます。

当法人としても対象消費者に対して上記の返金手続きや町内会費の加入等が行われ、対象消費者の被害回復がなされますよう、申入れいたします。本回答書にございました上記の返金手続き及び町内会費の加入、支払を行われたことが分かります資料や経緯についてご教示くださいますよう、お願い申し上げます。その際には返金の総額や対象者の人数といった内訳が分かるものもご教示くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、貴社は「ローヤルハイツ26」も所有されているとのことですが、「ローヤルハイツ26」では同様の被害が発生していないかご確認をお願い申し上げます。

以上の申入れ及び照会につきまして、令和6年4月30日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

草々